

## 平成29年度酒々井町教育委員会5月定例会議 議事録

開催日 平成29年5月26日(金)

開催場所 役場西庁舎2階第1会議室

出席委員	教 育 長	木村 俊幸	教育長職務代理者	石井 國治
	委 員	村重 浩二	委 員	林 洋子
	委 員	浦壁 京子		
出席職員	教 育 次 長	大崎 智行		
	こども課長	七夕 夕美子	学校教育課長	玉井 清人
	生涯学習課長・中央公民館長	福田 良二	給食センター所長	増渕 和江
	プリミエール酒々井館長	渡辺 幸夫	こども課副主幹	伊藤 雄三
	こども課主事(書記)	渡邊 しほ		

1 開会時刻 14:03

2 議事録署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案 (議案第1号及び議案第10号は非公開)

議案第1号 平成29年度6月補正予算(案)について

議案第2号 酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 酒々井町人権教育推進協議会委員の委嘱について

議案第4号 酒々井町同和対策集会所運営委員会委員の委嘱について

議案第5号 酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 酒々井町公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第7号 酒々井町学校給食センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第9号 酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第10号 平成29年度6月補正予算(案2)について

(2) 報 告 (公 開)

報告第1号 行政報告について

- 4 次回会議の予定 6月28日(水)午後1時30分 西庁舎2階第1会議室
- 5 教育長・教育委員の予定
- 6 その他
- 7 閉会時刻 16:18

## 議 事 録

---

### 1 開会の言葉

木村教育長

ただ今より、平成29年度酒々井町教育委員会5月定例会議を開会いたします。

---

### 2 議事録署名委員の指名

木村教育長

本日の議事録署名委員の指名を行います。村重委員を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

---

### 3 議 題

木村教育長

これから議題に入ります。本日の議題は議案が8件、報告が1件となっておりますが、議案第8号の審議が終了した後、議案第9号及び議案第10号の追加について、委員会の皆様にお諮りさせていただきます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願いたします。

次に、本日の非公開案件についてお諮りします。

議案第1号「平成29年度6月補正予算(案)について」は、町長に対する意見の申し出に関する案件であり、議会上程前の補正予算(案)ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開にしたいと思っております。これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議ありませんので、議案第1号は非公開とすることに決定しました。

それでは、初めに議案第1号「平成29年度6月補正予算(案)について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

---

非公開 平成29年度6月補正予算（案）について

---

木村教育長

次に、議案第2号「酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

議案第2号「酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則を別添のとおり制定したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

町では、私立の幼稚園に就園しているお子さんのいる保護者に対して、所得状況に応じて補助をしております。今回の改正は、補助金額の改正、備考部分の文言整理、様式の改正となっております。会議資料とは別に配付しました新旧対照表をご覧ください。

補助金は国の基準により行っており、階層区分ごとの補助限度額を変更しております。1ページと2ページの補助金額の中で、アンダーラインの引いてある部分が今回改正した部分です。いずれも増額となっております。次に、備考欄は文言の整理をしておりますが、内容の変更は特にありません。次に、様式につきましては、保護者から町にご提出いただくものですが、当初、この様式を作成したときから現在に至る中で修正を要する部分等も出てきましたので、この際改正をするものです。説明は以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(質疑等なし)

木村教育長

質疑等ございませんので、これから採決を行います。議案第2号「酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号「酒々井町人権教育推進協議会委員の委嘱について」を議題と

します。事務局から説明をお願いします。

福田生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

福田生涯学習課長

議案第3号「酒々井町人権教育推進協議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。9ページをご覧ください。酒々井町人権教育推進協議会規約第4条の規定に基づき、下記の者を酒々井町人権教育推進協議会委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

本件は、任期満了によるものです。この協議会は、表にありますとおり、「人権・同和問題に関する識者」「学校教育関係者」「社会教育関係者」「行政関係者」で委員を構成することとなっています。関係団体から委員の推薦をいただきました。新任の方ですが、阿部二三男さん、柏木良夫さん、学校教育関係者では、酒々井中学校の加瀬校長以外の5名の方々、社会教育関係者では、婦人会代表の鬼丸幸子さんです。残りの委員につきましては、再任ということで推薦がございました。任期は、平成31年3月31日までの2年間でございます。説明は以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

石井教育長職務代理者

学校関係者は、異動等で委員が交替していくのですが、他に交替があった選出区分について、何か理由などは聞いていますか。

福田生涯学習課長

人権・同和問題に関する識者につきましては、上本佐倉支部の役員変更に伴うものと伺っています。

木村教育長

他にご質問等がなければ、これから採決を行います。議案第3号「酒々井町人権教育推進協議会委員の委嘱について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号「酒々井町同和对策集会所運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

福田生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

福田生涯学習課長

議案第4号「酒々井町同和对策集会所運営委員会委員の委嘱について」ご説明さ

せていただきます。10ページをご覧ください。酒々井町同和対策集会所設置及び管理に関する条例第5条第2項並びに酒々井町同和対策集会所管理運営及び使用等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、下記の者を酒々井町同和対策集会所運営委員会委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

本件も、任期満了によるものです。定数は、条例第5条第2項の規定により15名以内となっております。選出の区分は、「議会」「福祉関係者」「同和問題に関する識者」「学校教育関係者」「社会教育関係者」で、それぞれ推薦をいただいております。新任は、櫻井照嘉さん、阿部二三男さん、柏木良夫さん、猪鼻慎二さん、長谷川睦さんで、他の委員は再任です。任期ですが、規則第3条第2項の規定により、平成29年6月6日から平成31年6月5日までの2年間となっております。説明は、以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

石井教育長職務代理者

同和対策集会所は、隣保館の隣の建物ということでよろしかったでしょうか。

福田生涯学習課長

隣保館の隣の建物です。棟は別です。

木村教育長

他にご質問等がなければ、これから採決を行います。議案第4号「酒々井町同和対策集会所運営委員会委員の委嘱について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

福田中央公民館長

はい、議長

木村教育長

中央公民館長

福田中央公民館長

議案第5号「酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。11ページをご覧ください。酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則を別添のとおり制定したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

現在、生涯学習推進の一環といたしまして、一年間の期限を切り、酒々井町立公民館管理規則第4条で定期休館日として定めております月曜日に貸館業務を実施しているところでございます。平成29年5月31日でその期限が切れますので、1年間延長しようとするものです。毎年、更新しているものでございます。説明は、

以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(質疑等なし)

木村教育長

質疑等ございませんので、これから採決を行います。議案第5号「酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第5号は可決されました。

次に、議案第6号「酒々井町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

福田中央公民館長

はい、議長

木村教育長

中央公民館長

福田中央公民館長

議案第6号「酒々井町公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。13ページをご覧ください。酒々井町立公民館の設置、管理及び運営に関する条例第4条の規定に基づき、下記の者を酒々井町公民館運営審議会委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第12号の規定により議決を求めるものでございます。まず、社会教育関係からの選出ですが、町PTA連絡協議会より小早稲美穂さんが大室台小学校のPTA会長になったということで推薦をいただきました。また、先般、町議会臨時会が招集され、前任の佐藤修二議員が議長に就任されたことに伴い、新たに江澤眞一議員の推薦をいただきましたので、委嘱をお願いするものでございます。なお、任期は、条例第4条第3項の規定により2年とされていますが、同条のただし書きによりまして、補欠の委員の任期は前任者の残任期間となっていますので、それぞれ平成30年9月30日までの任期としてございます。説明は以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(質疑等なし)

木村教育長

質疑等ございませんので、これから採決を行います。議案第6号「酒々井町公民館運営審議会委員の委嘱について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第6号は可決されました。

次に、議案第7号「酒々井町学校給食センター管理運営に関する規則の一部を改

正する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。  
増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

議案第7号「酒々井町学校給食センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。14ページをご覧ください。酒々井町学校給食センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別添のとおり制定したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により議決を求めるものです。

この規則には、町の学校給食費の徴収に関することが定められています。給食費は、今年度から町の公費として扱い、町が徴収することとなりました。保護者の口座振替手数料の負担軽減などが目的です。そのための整備として、昨年度、関係条例や規則の制定等について、ご審議いただいたところです。今回の改正ですが、既存の規則の第8条に「学校長が給食費を徴収する」旨の文言があり、整合しない部分が出てきましたので、現在の徴収方法等に合った内容に変更しようとするものでございます。以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(質疑等なし)

委員の皆さんからは特にないようですが、私から確認をいたします。資料の新旧対照表を見ると、現行の第7条第1項に「給食を受ける者の保護者は、給食費を納めなければならない。」という文言があり、今回、この部分は削除されます。これは、先般、新規制定した条例に同様の文言があるので、削除しても問題ない、という意味合いですね。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

教育長のおっしゃるとおり、保護者が給食費を納めなければならない、という内容は、先般制定した条例に含まれておりますので、こちらの規則からは削除しようとするものです。

木村教育長

他にご質問等がなければ、これから採決を行います。議案第7号「酒々井町学校給食センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第7号は可決されました。

次に、議案第8号「酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

議案第8号「酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。16ページをご覧ください。酒々井町学校給食センター設置条例第5条第2項の規定に基づき、下記の者を酒々井町学校給食センター運営委員会委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第12号の規定により議決を求めるものです。

委員は、条例で9名と定められています。第1号委員は、町立小中学校の校長で、猪鼻校長、吉村校長が新任です。第2号委員は、町立小中学校のPTA会長で、石渡慎二さん、蒔吉弘さんが新任です。第3号委員は、学校医の倉石公路さんで継続です。第4号委員は、地福美枝子さんで議会推薦です。第5号委員は、学識経験者として小別當ひろ子さんで平成21年度から継続です。小別當さんは、保健センターでも健康推進員として栄養相談などをお願いしております。今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間としております。説明は、以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(質疑等なし)

木村教育長

質疑等ございませんので、これから採決を行います。議案第8号「酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第8号は可決されました。

それでは、ここで追加議案についてお諮りします。議案第9号として「酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第10号として「平成29年度6月補正予算(案2)について」を議題に追加することとし、併せまして、議案第10号につきましては、町長に対する意見の申し出に関する案件であり、議会上程前の補正予算(案)ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開にしたいと思います。

それぞれ、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と声あり)

ご異議ありませんので、議案第9号及び議案第10号を議題に追加し、併せて議案第10号を非公開案件とすることに決定しました。

それでは、議案第9号「酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

議案第9号「酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。追加の会議資料の1ページをご覧ください。酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別添のとおり制定したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

内容につきましては、本条例施行規則の第8条を改正しようとするものです。町では、多子家庭の保護者の負担軽減を図り、子育て支援に寄与するため、第3子以降の児童生徒の給食費について、保護者からの申請に基づき減免することを検討しています。

減免の対象者区分例が示された資料をご覧ください。

免除の要件ですが、①として、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院は除きます、高等専門学校、専修学校、各種学校、その他教育委員会が認めた教育施設に子どもを3人以上就学させ、かつその子どもたちを扶養している保護者です。②として、対象の児童生徒は、町内の小中学校に在学している①の条件の子どもの出生の早い順から数えて3番目以降の児童等です。③として、保護者は町内に住民票があり、対象の児童生徒と同一世帯であること。なお、区域外の就学者は対象外としています。④として、上のきょうだいの就学先が私立学校であることは問いません。ただし、就労者や無就労・無就学の場合は、要件の対象とはしません。⑤として、生活保護の教育扶助や教育委員会の認定による就学援助（準要保護）の認定を受けているものは除きます。⑥として、学校給食費や町税の滞納がある世帯は対象外とします。⑦として、先ほども申し上げましたが、免除に当たっては申請が必要となります。

なお、減免対象者の区分例を記載してございます。網掛けの部分が減免対象の児童生徒です。

改正としましては、第8条の2を新たに設けまして、第3子以降の児童等の学校給食費の免除について定めております。実施時期でございますが、9月分の給食費から対象といたします。申請の期間と減免の開始につきましては、改正後の第8条の2第7項の第1号から第3号までにそれぞれ規定しております。

規則の条文改正と併せ、様式も多くなりますが、このような形で多子家庭の給食費を減免していく考えですので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。説明は、以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問等ございま

したら、ご発言をお願いします。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

本案が可決されると、子育て世帯に優しい酒々井町、という印象が強まると思います。この規則の改正と同様の施策を実施している市町は、印旛管内にどれぐらいありますか。

増渕給食センター所長

現段階で、同様の施策を実施している市町はございません。県内では、浦安市が第3子以降、香取市が第4子以降、芝山町が第1・2子が半額で第3子以降が全額、匝瑳市が第3子半額で第4子以降全額、旭市が第3子以降全額の免除を実施しているということです。対象範囲などの内容については、各市町で様々となっています。

木村教育長

内容につきましては、一律ではないようですが、他市町ではそのような取組が行われているようです。村重委員、ご意見はございますか。

村重委員

印旛地区で初めての取り組みということですので、喜ばしく思います。多子家庭の負担軽減につながることを期待します。

石井教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

石井教育長職務代理者

石井教育長職務代理者

該当する児童生徒は何名程度と見込んでいますか。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

小学生65名、中学生5名の70名と想定しております。

木村教育長

説明用の追加資料の下段に、減免対象者区分例というものが例示されています。今回、規則の改正は第8条の2を追加することですが、規則の追加と減免対象者区分の関係をもう一度説明してください。また、追加資料は公開してよろしいのか、つまりこの会議が終わって、委員の皆さんがこの場所以外で周知といたしますか、他言をしても良いものかどうか、併せて説明してください。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

説明資料の減免対象者区分例で示す内容は、規則に追加する第8条の2の中の第2項と第3項をパターン別に例示したものです。規則の中では、この他に第9項までの中で、申請に必要な事項や免除の可否決定などについて規定しております。

伊藤こども課副主幹

はい、議長

木村教育長

副主幹

伊藤こども課副主幹

教育長のご質問の後段について、申し上げます。追加資料の取扱いですが、この資料は、教育委員会規則の改正に関するものです。この議案が委員の皆様にも可決いただければ、後日、教育長により公布がなされ、効力が発生する運びとなります。したがって、本日の会議では、このような資料のもとで議決がされた、ということをご教育委員の皆様が町民の方々に周知することは、差し支えないものと思われまます。なお、次にご提案する追加の補正予算は、この規則の改正に伴うものですが、非公開案件ですので、町議会への提案が終わるまでは、情報を公開なさらないよう、念のため申し上げます。以上でございます。

石井教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

石井教育長職務代理者

石井教育長職務代理者

無就労の定義ですが、パート・アルバイトなどはどのように考えますか。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

学生がアルバイトをすることなどは、無就労とは考えていません。保護者が扶養している子どもが、職業に就いていない状態を想定しております。

木村教育長

他に質疑等がなければ、これから採決を行います。議案第9号「酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第9号は可決されました。

次に、議案第10号「平成29年度6月補正予算(案2)について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

木村教育長

以上で議案の審議を終了いたします。

続いて、報告に入ります。報告第1号「行政報告について」を議題といたします。  
はじめに私から、ご報告いたします。

まず、4月27日に行われました社会教育委員会議についてご報告いたします。前回の定例会議で可決いただきました委員さんに委嘱状を交付させていただきました後、委員長及び副委員長の選出がありまして、委員長に吉田和子さんが、副委員長に石田準一さんが選出されております。議事はまず報告事項として平成28年度社会教育・生涯学習事業について各担当職員から報告され、続いて協議事項として様々な附属機関等の委員の選任が協議されました。いずれにおいても意見要望はありませんでした。

次に、恒例となりました浦安市民田植え体験バスツアーについて報告いたします。今年は、4月29日に行われ、浦安市民47名と浦安市職員等13名の参加で、そのうち小学生以下が20名おりました。いつもより1週間早くなったため、地元根古谷地区では受け入れ準備が大変だったようです。最近は市長さんが来られておりましたが、市長選挙の直後ということらしく、新市長はお見えになりませんでした。

次に、11日に開催された全国町村教育長会定期総会・研究大会に参加しましたので、その報告をいたします。都合により1日目だけ参加しました。現在、全国に町村数が926ありますが、そのうち570町村が参加しておりました。定期総会には善家裕介文部科学副大臣も出席され、祝辞として現場力を高めることなどのお話をいただきました。研究大会では、記念講演と3人の教育長からの実践報告がありました。記念講演は、慶應義塾大学総合政策部 中室牧子准教授より「教育に科学的根拠を」と題した講演を拝聴いたしました。教育が「私の経験」による支配の度合いが目立つことを指摘し、個人の体験談は必ずしも全体を表さない。その教育は「因果関係」を特定することができるのか。また、費用対効果、これをコスパとっておりましたが、コスパを計測できるのか。今、日本はどのような教育政策に投資すべきか。どのような非認知能力が重要なのか。母親、父親の子どもへの関わり方等々について、主に海外の教育に関する実験結果を用いて説明されました。教育長の身には大変示唆に富むお話でした。

次に、16日に行われました第一部会小学校陸上競技大会について報告いたします。昨年同様に町内の2校の活躍が大変目立ちました。24種目中7種目で優勝しました。昨年は5種目でした。また入賞は個人種目が30、リレーが8チームでした。後ほどお手元の成績一覧表にお目通しいただければと存じます。

次に、21日に佐倉市岩名運動公園で行われた「わんぱく相撲」についてですが、本年は個人戦に、これは4年生の部、5年生の部、6年生の部とあるのですが、合

わせて226名、団体戦に10校が参加しておりました。酒々井町からは昨年同様酒々井小の児童が参加していました。酒々井小は、個人戦では4年生の部で吉岡君が3位、林君が4位、団体戦で4位となりました。勝ち負けはともかく、子どもたちの力一杯の戦いにこちらも力が入り、会場内も惜しめない拍手が続きました。また、試合開始に先立ち、お清めが行われましたが、子どもたちがこうした儀式に参加することはあまりなく、貴重な経験をしたことと思います。

以上で私からの報告を終わります。続いて、委員の皆様からご報告がございましたらご発言いただきたいと思っております。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

私からは、教職員の特色ある教育研修支援事業に係る審査会について、ご報告させていただきます。まずは、日頃の忙しい業務の中、活動プランの作り込み、ご苦労様でした。昨年度は、タブレットを使ったユニークな教育活動がなかったと記憶しております。本年度は、大室台小学校と酒々井中学校がタブレットを使用することで、新たな試みが実りある成果となるよう期待しております。以前の研究成果では、タブレットは特に体育の授業には非常に効果的であることが分かりました。今回、酒々井中では、理科教育のICT化による科学的な思考力の向上というテーマでタブレットを使用し、理科離れが進む現状を変えるという目標に期待したいと思っております。理科離れが進むと、モノづくり日本を継続していくことができなくなるので、理科好きの子どもを一人でも多く育てていただきたいと思っております。

大室台小は、同じくタブレットを使用した提案です。特別支援学級の児童をより表現豊かに育てることを目標とする試みはとても興味深いもので、例えば、支援する要素が減るような結果に繋がることになるのではないかと、思いました。

酒々井小の研究は、特別支援学級の児童に新規格サイズの天板の机を使用させることにより、学習姿勢が正しくなり、集中して取り組む時間が長くなることが検証された際には、今後、古くなった机を更新するときに、新規格サイズにすることが望ましいと思いました。新規格サイズの机は、特別支援学級の児童に限らず使用させたいと思いました。教科書がB5版からA4版へと大型になり、これに合わせてランドセルが大きくなったように、机も新規格にするのが望ましいと思っております。先日、大室台小の授業参観に行った際、床に教科書を置いて授業を受ける児童を数名見かけました。B5版時代はなかった光景だと思われそうです。

最後に、こうした取り組みが年度末に大きな成果として見られることを期待しております。私からは以上です。

浦壁委員

はい、議長

木村教育長

浦壁委員

## 浦壁委員

続いて、18日の保小中連携推進協議会全体総会に教育委員全員揃って参加しましたので、ご報告いたします。

今年度の会場は、大室台小学校でした。最初に1クラス2・3分ですが全学級の授業の様子を参観させていただきました。入学式での新1年生がきちんと着座をし、担任の指示のもとに授業を受けている様子を拝見し、無事に学校生活に馴染んで元気に過ごしているな、と受け取りました。続く全体会では、町内各校の先生方が揃いまして、昨年度の実施報告と本年度の実施計画予定が示されました。特に平成30年度から教科化となる道徳については、教師自身の言葉の理解や考えさせる授業の工夫など、その方向性について早急に対応していかなければならない、ということ課題として取り上げられていました。教育長からは、児童生徒の良い姿勢、鉛筆の正しい持ち方について、しっかり取り組みなさいとの言葉がありました。この二つは、小学校時代までに身に付けさせたいと、林委員と意見が一致したところでした。今後に期待しております。以上です。

## 林委員

はい、議長

## 木村教育長

林委員

## 林委員

私からは、23日に茂原市で行われました、千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会及び特別講演に、教育長、教育委員4名で参加しましたので、その概要を報告させていただきます。特別講演は、「次期学習指導要領に向けて ～中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ～」というテーマのもと、文部科学省の小林努先生が講師でした。次期指導要領は、この3月31日に公示されまして、移行期間を経て小学校は平成32年から、中学校は平成33年から、高等学校は平成34年から本格実施になります。これに伴い、実務的には道徳が教科化になります。また、小学校の英語は、3・4年生が外国語活動、5・6年生は外国語教科に変わってまいります。時数は、昨日の新聞でも報道されましたが、増えるということで、子ども達や教師の負担も増えることが想定され、本格実施までに課題が残されています。当日も質問等がありましたが、これからの動きを注視したいと考えております。

知識や情報、技術等で社会が著しく変化し、予測困難な時代を迎えています。一人ひとりの子ども達が未来の作り手となるような資質、能力を確実に備えていくことができるように、とのことで指導要領は改訂されています。以前より、自ら課題を見つけ、自ら解決するという問題解決学習が実践されています。近年は、さらに主体的に能動的に学ぶ、いわゆるアクティブ・ラーニングの手法が大きな話題となっておりましたが、今回の改定の中には、主体的、対話的で深い学びの充実が求められております。問題解決学習もアクティブ・ラーニングも主体的、対話的で深い学びの学習も、基本的にはどれも同じことを指しているのだと感じました。

最終的には、今までも長くいわれている、生きる力を学校と社会が認識を共有し

て進めていくことが大切だと分かりました。言葉の上では様々な進化がありますが、今まで実施してきた自ら学ぶことが、未来の作り手に繋がっていくと感じました。酒々井町では、英語教育に力を入れておりますが、学校教育の中で学び、日常生活に活かし、現地で確認するといったまさに生きる力を育てていく方向に向かっていると感じております。これからの教育のあり方を知る貴重な機会になりました。以上です。

石井教育長職務代理人

はい、議長

木村教育長

石井教育長職務代理人

石井教育長職務代理人

本日、学校給食センターで給食の試食をさせていただきました。本日のメニューは、ポークカレーでしたが、800キロカロリーということで私には少し多いのかな、というものでしたが育ちざかりの児童生徒には適切な量なのだと思います。給食センターでは20名ほどの方が調理をしておりました。1,700人分ほどを作るといって、大変なことだと感じました。健康を考えて望ましい食事を作ることに向け、栄養士さんやスタッフの皆さんが努力されていることが分かりました。

特に気になります食物アレルギーにつきましては、15名対象者がいるとのこと。二重にも三重にも及ぶ万全のチェック体制を敷いているということで、安心したところです。これからも安全でおいしい給食の提供をお願いしたいと思います。本日は、ごちそうさまでした。以上です。

木村教育長

以上で、教育委員会のご報告を終わりにいたします。

続きまして、事務局から報告いたします。

大崎教育次長

はい、議長

木村教育長

教育次長

大崎教育次長

(報告)

木村教育長

続いて、こども課から順に報告願います。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

(報告)

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長  
学校教育課長  
玉井学校教育課長

(報 告)

福田生涯学習課長  
はい、議長  
木村教育長  
生涯学習課長  
福田生涯学習課長

(報 告)

増渕給食センター所長  
はい、議長  
木村教育長  
給食センター所長  
増渕給食センター所長

(報 告)

渡辺プリミエール酒々井館長  
はい、議長  
木村教育長  
プリミエール酒々井館長  
渡辺プリミエール酒々井館長

(報 告)

木村教育長  
事務局からの報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

林委員  
はい、議長  
木村教育長  
林委員

林委員  
プリミエールで多読賞表彰式をされたとのことですが、先日、回覧で多読賞のことを拝見しました。読書通帳の活用ということが書かれておりましたが、大変嬉しく思いました。こうして表彰を受けることにより、ますます読書に対する意欲が高まるものと思います。平成29年度の教育委員会の施策の中に、読書量を増やす、というのがありますが、この表彰は大きく寄与するものと思います。表彰を受けた「多読」とは何冊ぐらいになるのか、お伺いします。

渡辺プリミエール館長  
はい、議長  
木村教育長  
プリミエール館長

渡辺プリミエール館長

最も読んだお子さんは、368冊です。1日1冊読んでいただいたことになり  
ます。第10位が86冊です。10名中9名は小学生です。1人4歳の方がいますが、  
おそらくお母さんが読み聞かせのために借りたのかな、と考えております。残念な  
がら、中学生はおりません。部活動が始まるなどの理由により、読書時間が短縮し  
ているものと考えられます。

林委員

はい、議長

木村教育長

林委員

林委員

368冊素晴らしい数だと思います。厚い本でも薄い本でも、読書は続けていく  
うちに、身に付いていくものですので、このような賞によりその意欲が高まってい  
き、読書習慣が多くの児童生徒に身に付いていくことを願います。以上です。

木村教育長

1日に何冊の本を読んでいますか、といったアンケートなどを目にすることがあ  
りますが、職務で分厚い報告書などを読んでいますと、なかなか仕事が終わった時  
間の中で自分の好きな本を読む時間が確保できない、ということはありません。報告  
書なども1冊に入れてよければ、私は相当数を読んでいる、と言えるのですが、実  
際はそれほど本を読めていない状況です。

石井教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

石井教育長職務代理者

石井教育長職務代理者

酒々井中学校体育館来賓室にエアコンを設置するということですが、これは生徒  
も使用できる、ということによろしいですか。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

体育館の来賓室ということですので、常時使用するということではございませ  
んが、生徒の皆さんが体育館で活動して具合が悪くなった時や、この部屋で活動をする  
ような際には、使用していただけるように設置するものです。また、アリーナ部  
分の暑さ対策といたしましては、本年度の予算で冷風機を8台購入する予定です。  
これは、移動可能なものを想定していますので、購入後は、必要に応じて修学館で  
も利用できるものと考えております。

木村教育長

他にご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございますので、以上で「行政報告」を終わります。これで議題を終了いたします。

---

#### 4 次回会議の予定

続きまして、次回会議の予定を議題とします。事務局より説明をお願いします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

次回会議の予定ですが、平成29年6月28日（水）13時30分から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。

併せまして7月の予定ですが、7月28日（金）14時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。以上です。

木村教育長

次回の会議は、お聞きのとおりですので、ご予定方よろしく願いいたします。

以上で、次回会議の予定を終わります。

---

#### 5 教育長・教育委員の予定

木村教育長

続きまして、教育長・教育委員の予定を議題とします。事務局より説明をお願いします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

（報 告）

木村教育長

今後の予定は、お聞きとおりですので、ご予定方よろしく願いいたします。

以上で、教育長・教育委員の予定を終了します。

---

#### 6 その他

木村教育長

続きまして、その他を議題とします。事務局からその他はありますか。

福田生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

福田生涯学習課長

1点だけ、お願いします。7月1日の土曜日ですが、印旛郡市民体育大会の開会式がプリミエールを会場に行われます。本年度は、酒々井町が当番ですので、教育委員の皆様方にも開会式にご出席いただきたいと思いますと考えております。追って、事務局よりご案内をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

木村教育長

酒々井町が当番ですので、委員の皆様どうぞよろしく願いいたします。

他に事務局からその他はありませんか。委員の皆様からはいかがですか。ないようですので、以上でその他を終了します。

---

## 8 閉 会

木村教育長

以上で、本日次第に掲げた事項はすべて終了しました。これをもちまして平成29年度酒々井町教育委員会5月定例会議を終了いたします。(16:18)

---

議事録署名 教育長

委 員

議事録作成職員

こ ど も 課